

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局介護保険課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置を
平成20年度まで延長する政令等について
計6枚（本紙を除く）

Vol.25

平成19年12月14日

厚生労働省老健局介護保険課

[貴関係諸団体に速やかに送信いたします
ようよろしくお願ひいたします。]

連絡先 TEL：03-5253-1111(企画法令係・内線2260)
FAX：03-3503-2167

税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置を
平成20年度まで延長する政令等について

介護保険制度の円滑な推進については、種々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。さて、税制改正の影響により介護保険の保険料が大幅に上昇する者について平成18年度及び平成19年度に講じた保険料の激変緩和措置を、平成20年度も講ずることができるよう規定を整備した「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」が12月12日に公布されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 公布政令について

別添1のとおり

2 介護保険条例参考例について

別添2のとおりお示ししますので、介護保険条例の改正の参考にご活用ください。

3 施行にあたっての留意点

本政令附則第4条第1項第5号の適用を受ける者の範囲は、平成18年度及び平成19年度の激変緩和措置の対象者について規定する同項第1号及び第3号の適用を受ける者の範囲と同様です。具体的な対象者とその保険料は条例で定められることとなりますので、条例参考例をご参照下さい。

4 施行期日

平成20年4月1日

<照会先>
厚生労働省老健局
介護保険課企画法令係
TEL03-5253-1111（内線）2260



(号外)
独立行政法人国立印刷局

〔告示〕

○指定統計調査の結果の公表等に関し
報告を受けた事項を告示

○食品、添加物等の規格基準の一部を
改正する件（厚生労働四一二）

[公
告]

諸事項

裁判所

会社決算公告

府
命

○被災者生活再建支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府八五)

本号で公布された
云々

府本府) 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律(平成一九年法律第一一四号)の施行期日は、平成二年一二月一四日とすることとした。

(一)

第二項の規定による額(同条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定による額)に七十万円を加えた額(その額が三〇〇万円を超えるときは、三〇〇万円)とする」とした。(第三条第二項関係)

(三) 申 請 4
上記(一)は法第二条第二項ハに該当する
単数世帯について準用し、必要な説替えをする
こととした。(第三条第三項関係)
法第三条第一項の規定による支援金の支給の

2 係)

構造耐力上主要な部分

法第二条第二号二の政令で定める基礎、基礎
ぐい、壁、柱等は、建築基準法施行令第一条第
三号に定めるものとすることとした。(第二条関
村の区域において災害救助法施行令の規定に該
当する被害又は一〇以上の世帯の住宅が全壊す
る被害が発生した都道府県の区域内の他の市町
村(人口一〇万未満のものに限る)の区域で
あつて、その自然災害により五以上の世帯の住
宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自
然災害を追加することとした。(第一条第四号関

(一) 特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例
法第三条第四項の政令で定める世帯は、(1)及び(2)に掲げる世帯（同条第二項第一号に掲げる世帯であるものを除く。以下「特定長期避難世帯」という。）とすることとした。(第三条第一項関係)

(1) 当該自然災害について災害対策基本法の規定による避難勧告等がその区域の全部について行われた市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に当該避難勧告等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難勧告等が行われている期間が通算して三年を経過したもの（うち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法の規定による公示がされた日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

(二) 支援金（同条第一項各号に定める額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して三ヶ月を経過する日までに、申請書に、同条第二項各号に掲げる世帯に該当することを証する書面等を添えて、これを都道府県に提出してしなければならないこととした。第四条第二項関係)

第七十三条第一項第三号イ中「第八十二条の

二」を「第一百二十四条」に改める。

第七十七条第一項第四号中「第八十二条の二」を「第一百二十四条」に、「第八十三条第一項」を

「第一百三十四条第一項」に改める。

(製菓衛生師法施行令の一部改正)
第二十九条 製菓衛生師法施行令(昭和四十二年

政令第三百八十七号) の一部を次のように改正する。

~~第九条第一号中「第四十七条」を「第五十七
二」に改めら。~~

(私立学校振興助成法施行令の一部改正)

~~第三十条 私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）~~の一部を次のように

改正する。

幼稚園」を加え、「特別支援学校若しくは幼稚園」を「若しくは特別支援学校」として記す。

幼稚園」を「若しくは特別支援学校」に「児童生徒又は幼児」を「幼児、児童又は生徒」に改

め、同項第二号口中「特別支援学級」を「障害のある児童が在学している私立の幼稚園又は特

別支援学級」に改め、「又は障害のある児童が在学している私立の幼稚園」を削る。

(特定商取引に関する法律施行令の一部改正)

~~三二二条 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）~~の一部を次の

別表第五の二の項第一欄中「第八十二条の二」

を「第一百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第一百三十四条第一項」に改め、同表の三の項

第一欄中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園及び

小笠原は「第八十三条第一項」を「第一百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第一百三十四条第一項」に、「第二項」を「第三項」に

第一項に「大学及び幼稚園」を「幼稚園及び大学」に改め、同表の四の項第一欄中「大学及

び幼稚園」を「幼稚園及び大学」に改める。
~~(活動火山対策特別措置法施行令の一部改正)~~

三十二条 活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）の一部を改正する

種王（三名前を第1回目）の一部を少の
ように改正する。

第四条第一号中「公立の」の下に「幼稚園」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

第三十三条 独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する。(独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成十六年政令第二号)の一部を次のように改正する。)

第一条第一項の表大学の項中「公立大学法人」というの下に「以下この表において同じ」を加え、同表高等専門学校の項中「及び独立行政法人国立高等専門学校機構」を「独立行政法人国立高等専門学校機構及び公立大学法人」に改める。

(義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令(平成十六年政令第百五十七号)の一部を次のように改正する。)

第一条第一号中「第二十八条の五第一項」、「若しくは第二項」及び「若しくは第五条」を削り、同条第四号中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改め、同条第五号及び第十一号中「校長」の下に「副校长」を「教頭」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加える。

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正)

第三十五条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令(平成十七年政令第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第四十一条」を「第五十条」に、「第五十二条」を「第八十三条」に改める。

(特別会計に関する法律施行令の一部改正)

第三十六条 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第二号リ中「大学、幼稚園、大学及び」に改め、「及び幼稚園」を削る。

(文部科学省組織令の一部改正)

第三十七条 文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「初等中等教育」の下に「幼稚園」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

第十一条第一号中「管理下における」の下に「幼稚園」を加え、「学生及び幼稚園」を「及び学生」に改める。

第三十四条第七号中「第五十五条の十」を「五十七条」に改める。

第三十五条第九号中「公立の」の下に「幼稚園」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」と「及び特別支援学校」に改める。

第三十九条第一号及び第二号中「児童」を「児童及び幼稚園」に改め、「及び児童を削除する。第四十条第一号中「小学校」を「幼稚園」、「児童及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改め、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

(中央教育審議会令の一部改正)

第三十八条 中央教育審議会令(平成十二年政令第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表初等中等教育分科会の項目等一号中「初等中等教育」の下に「幼稚園」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。ただし、第二条中教育公務員特例法施行令第七条各号の改正規定、第三条中公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第七条第一項の改正規定、第四条中公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令第四条第一項の改正規定並びに第三十四条中義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令第一条第五号及び第十一号の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

政令第三百六十四号		平成十九年十二月十二日	
湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。		内閣総理大臣 福田 康夫	
内閣は、湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第七条第一項及び第四十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。	湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十一年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。	第二条の二中「第六号」を「第七号」に、「から第五号まで及び第七号から第十号まで」を「から第六号まで及び第八号から第十一号まで」に改め、第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。	政令第三百六十五号
二 八郎湖（八郎潟調整池、東部承水路及び西部承水路をいう。）	環境大臣臨時代理	二 八郎湖（八郎潟調整池、東部承水路及び西部承水路をいう。）	内閣第三百六十五号
第十二条中「掲げるものは」の下に「秋田市」を加える。	國務大臣 若林 正俊	第十二条中「掲げるものは」の下に「秋田市」を加える。	内閣第三百六十五号
この政令は、公布の日から施行する。	内閣総理大臣 福田 康夫	この政令は、公布の日から施行する。	内閣第三百六十五号
附 則		附 則	
この政令は、公布の日から施行する。		この政令は、公布の日から施行する。	
内閣総理大臣 福田 康夫		内閣総理大臣 福田 康夫	
政令第三百六十五号		政令第三百六十五号	
介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。		介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。	
内閣は、介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。		内閣は、介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。	
介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。		介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。	
御 名 御 肇		御 名 御 肇	
平成十九年十二月十二日		平成十九年十二月十二日	
内閣総理大臣 福田 康夫		内閣総理大臣 福田 康夫	

附則第四条第一項中「及び平成十九年度」を「から平成二十年度までの各年度」に改め、同項に次の二号を加える。

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特別等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

五 平成十九年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。）が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつた者（同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

六 前号に規定する者と同一の世帯に属する者であつて、平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの（平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は同号に規定する者である場合に限る。）

附 則
この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
株式会社商工組合中央金庫法施行令をここに公布する。

御 名 御 聖
平成十九年十二月十二日

厚生労働大臣 外添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三百六十六号

内閣総理大臣 福田 康夫

この政令は、平成二十年四月一日とする。

厚生労働大臣 外添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三百六十六号
社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行期日を定める政令
内閣は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第二百四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。
社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行期日は、平成二十年三月一日とする。

御 名 御 聖
平成十九年十二月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三百六十六号
社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行期日を定める政令
内閣総理大臣 福田 康夫

十八条第一項、第八百七十条（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十七条第一項、第八百七十五条第一項、第八百七十六条第一項及び第八百七十六条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替える字句	読み替える字句
第一百五十五条第六号、第四百六十一條第一項第五号及び第四百六十五條第一項第七号	第一百七十六条第一項	株式会社商工組合中央金庫法第六条第六項
第一百七十五条第一項	前条第一項	
第一百七十七条第一項から第三百七十七條第五項まで及び第五項	次条第一項	
前条第一項		

（主要株主に係る認可を要する取引又は行為）

（以下同じ。）

（以下

(別添 2)

○何市（区、町、村）介護保険条例（参考例）

以下は、平成二十年度に激変緩和措置を講ずることとした場合に定める条例の例として、従来の介護保険条例参考例に追加するものです。

附 則（平成二十年〇月〇日改正関係）

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
(平成二十年度における保険料率の特例)

第二条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百六十五号）による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百六十八号。この条において「新平成十八年介護保険等改正令」という。）附則第四条第一項第五号又は第六号のいずれかに該当する第一号被保險者の平成二十年度の保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保險者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 第十五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第十五条第一項第一号に該当するもの 何円

二 第十五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第二号に該当するもの 何円

三 第十五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第三号に該当するもの 何円

四 第十五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成十八年介護保険等改正令附則第四条第五号に該当する者（以下この項において「第五号該当者」という。）に限る。）が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第一号に該当するもの 何円

五 第十五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第五号該当者に限る。）が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第二号に該当するもの 何円

六 第十五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第五号該当者に限る。）が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第三号に該当するもの 何円

七 第十五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第五号該当者に限る。）が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第四号に該当するもの 何円